

秋田県南部老人福祉総合エリアにおける一般競争入札の実施について

給食材料(無洗米)単価契約について次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年9月10日

秋田県南部老人福祉総合エリア
管理者 藤原 政 広

1. 入札に付する事項

- (1) 物品
令和8年秋田県産あきたこまち1等米無洗米(1kgあたり)
- (2) 物品の仕様
別紙の仕様書による
- (3) 納入期限
秋田県南部老人福祉総合エリアの発行する発注書による
- (4) 納入場所
秋田県横手市大森町字菅生田245-34
秋田県南部老人福祉総合エリア 厨房
- (5) 契約期間
令和8年10月1日～令和9年3月31日

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 国及び地方公共団体等から入札参加停止の措置期間にないこと
- (4) 法人税、事業税、消費税及び特別地方消費税を滞納していないこと
- (5) 指定の期日に指定の場所へ指定の数量を十分納入できる能力があること

3. 入札執行の日時及び場所

令和8年9月25日(金)午前10時30分
秋田県南部老人福祉総合エリア 会議室

4. 入札保証金

免除

5. 入札に関する事項

- (1) 入札書は所定の様式を使用すること
- (2) 代理人が入札する場合は、所定の委任状を提出すること。また入札書には代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印(委任状と同じ印)を押印すること(会社名は不要)
- (3) 金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とする
- (4) 入札に参加した上で入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記入して提出すること
- (5) 入札は落札者が決まるまで3回行い、3回目も不落になった場合は3回目の最低金額提示

者と随意契約の協議を行うものとする

- (6) 落札となるべき価格で同価格入札者が2社以上あった場合は、開札結果発表後、抽選により決定するものとする
- (7) 入札時刻を過ぎても着席していない場合は、入札辞退とみなすものとする
- (8) 入札書には、契約期間における消費税抜きの業務費用の総額を入札額として記載すること
- (9) 契約金額は、入札書に記載された金額に課税対象額の8%に相当する額を加算した額とする
- (10) 入札に必要なもの
 - ・代理人の場合は委任状
 - ・入札書(封筒に入れ封印すること)
 - ・2回目以降の入札に必要なもの(印鑑、ボールペン、封筒等)

6. 入札申込について

- (1) 入札に参加希望の場合は入札参加申込書に必要事項を記載し、9月24日(木)17:00までに提出すること(郵送の場合は必着のこと)。期限を過ぎた場合は、入札に参加できないものとする。
- (2) 提出先及び問い合わせ先

横手市大森町字菅生田245-34

秋田県南部老人福祉総合エリア

TEL 0182-26-3880

(担当 管理事業課 内藤)